

特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度説明会
—作成方法(大規模事業者用)—

目次

- 1 提出の取扱い
- 2 記載方法・様式等の変更点
- 3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書
 - (1) 特定物質排出抑制計画書 一様式第1号 **大規模**
 - (2) 特定物質排出抑制計画書 一様式第2号 **中小規模**
 - (3) 公表用計画書 一様式第4号 **大規模** **中小規模**
- 4 特定物質(温室効果ガス)排出抑制措置結果報告書
 - (1) 特定物質排出抑制措置結果報告書 一様式第5号 **大規模**
 - (2) 特定物質排出抑制措置結果報告書 一様式第6号 **中小規模**
 - (3) 公表用報告書(事業者用) 一様式第8号 **大規模** **中小規模**
 - (4) 公表用報告書(事業所用) 一様式第8号 **大規模**

事業所規模の定義

- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量(CO₂換算)が前年度の12月31日以前の1年間あたり3,000t以上である工場等
- 前年度のエネルギー使用量が1,500kL未満であって、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用を除く)を設置している工場等

大規模事業所

中小規模事業所

1 提出の取扱

年度		．．．	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023	．．．	令和11 2029	令和12 2030	．．．
制 度	旧制度	条例対象に該当すれば作成・提出 (変更があれば変更計画の作成・提出)									
		前年度実績の報告書作成・提出									
		新制度					計画書提出	条例対象に該当すれば作成・提出 (変更があれば変更計画の作成・提出)			
							前年度実績の報告書作成・提出				
提 出	旧制度からの対象者		計画＋報告 (対象外になれば、報告は不要)								
	新制 度対 象者	R3に初めて 対象 (例 1)					計画＋報告 (対象外になれば、報告は不要)				
		R4に初めて 対象 (例 2)					計画	計画＋報告 (対象外になれば、報告は不要)			

(例1) 令和3年度に初めて対象となる場合

- 令和2年度に、エネルギー合計使用量が1,500kLを初めて超えた(大気汚染防止法のばい煙発生施設の設置なし)。
- 大気汚染防止法のばい煙発生施設を継続して使用しており、エネルギー合計使用量が今まで、500kLを超えたことが無い。
- 令和2年度に事業所の承継を受け、承継後以降、令和2年度中のエネルギー合計使用量が1,500kLを超えた。

(例2) 令和4年度に初めて対象となる場合

- 令和4年度に事業所で初めて大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置し、エネルギー合計使用量が今まで、1,500kLを超えたことが無い。
- 令和3年度に事業所の承継を受けた(大気汚染防止法のばい煙発生施設の設置なし)。承継後、令和3年度のエネルギー使用量が1,500kLを超えた。

2 記載方法・様式等の変更点

【記載方法の変更点】

- ・ 基準年度 2005年度(平成17年度) → 2013年度(平成25年度)
- ・ 目標年度 2020年度(令和2年度) → 2030年度(令和12年度)

兵庫県地球温暖化対策推進計画と連動

- ※ 基準年度は事業所に大きな増設等があった場合や初めてエネルギー使用量が1,500kLを超えた場合などは、任意の年度でも可
- ※ 総排出量による目標設定とし、総排出量が抑制されるように努める

・ 電力排出係数

【基準年度・現況年度・目標年度】
0.358kg-CO₂ / kWh(固定)

【基準年度・現況年度】

電気事業者(及びプラン)に応じた調整後排出係数
(国の温室効果ガス排出量に関する報告に準ずる年度)

【目標年度】

CO₂フリー電気の利活用など 2030年度 に導入予定の電力排出係数
不明の場合は0.250kg-CO₂/kWhを用いて算出

電力排出係数の低い電力メニューの選択も重要な削減対策

- ※ 東日本大震災における電力需要の不安定に伴い、前計画及び措置結果報告は2005年度の関西電力の排出係数に統一し、計画等を求めている。
- ※ 排出係数は環境省HP(<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)に掲載



2 記載方法・様式等の変更点

【様式等の変更点】(1号、5号)

・ 再生可能エネルギーの利用状況

[新規]



兵庫県地球温暖化対策推進計画において、再生可能エネルギー導入目標を
2030年度に100億kWhに強化したことに伴い、再生可能エネルギーの導入状況を記載

※ 従前の報告様式では、再生可能エネルギーの利用状況(自家発・購入分)が定量的に把握できない

・ 電力利用状況

[変更]



化石燃料等を含め、潜在的な発電施設を把握するため、自家発電施設の利用状況
について詳細に記載

※ 従前の報告様式では、契約電力メニューや排出係数を記載

・ 特定物質排出抑制措置

[変更]



地球温暖化を取り巻く情勢を踏まえ、措置内容を追加・修正

- ・ 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底
 - ・ 県内以外のプロジェクトで創出されたクレジットの利用
 - ・ 未利用エネルギー等の地域間利用
- 等を追加・修正

・ クレジットによる削減量

[変更]



県内以外のプロジェクトで創出されたクレジットも計上の対象に

※ 償却量が他事業所の報告と重複しないようにすること

2 記載方法・様式等の変更点

【様式等の変更点】(4号、8号)

・ 事業者番号の付与

[新規]



➡ 大規模事業者については事業所毎でも公表するため、新たに事業者コードを付与

・ 排出量と原単位を別々に記載

[変更]



➡ 排出量と原単位を記載する欄を分離

・ 気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画状況

[新規]



➡ 気候変動に取り組む国際的イニシアティブ等の参画状況を公表用計画書、公表用措置結果報告書に記載し公表することで脱炭素経営の努力を「見える化」

兵庫県特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書・措置結果報告書公表

県では「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、前年度のエネルギー使用量(原油換算)が1,500kL/年以上の事業所等の温室効果ガス排出抑制計画と措置結果報告の概要を、事業者単位で公表しています。
注: 年間のエネルギー使用量が1,500kL未満の場合、公表対象外となるため、当該年度の報告書は掲載されません。

条件指定検索

■ 届出区分 ☒ すべて ☐ 工場・事業場 ☐ 自動車運送事業者

■ 市町名 ■ 地域

■ 事業者名 ■ かな絞込

■ 業種名 [業種名一覧表はこちら](#)

「ひょうごの環境」トップページへ

兵庫県特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書・措置結果報告書公表システム

県では「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、工場等の特定物質排出抑制計画と措置結果報告の概要を公表しています。

条件指定検索

▶ 届出区分 ☒ すべて ☐ 工場・事業場 ☐ 自動車運送事業者 ▶ エネルギー使用量

▶ 業種名 [業種名一覧はこちら](#)

▶ 市町名 ▶ 地域

▶ 事業者・所名 ▶ 事業者・事業所名

▶ 出力情報 ☒ 計画書 ☐ 報告書 ☐ 報告書(事業者のみ) ▶ 年度(報告書のみ)

☒ 年度ごとの排出量 ☒ 年度ごとの抑制率 ☒ 脱炭素経営

抑制率現況年度: (1-排出実績現況年度/排出実績基準年度)×100
抑制率目標年度: (1-目標値/排出実績基準年度)×100

▶ 出力項目 ☒ 排出量 ☐ 原単位

排出量の単位はt-CO₂(CO₂換算量)です。「※」が入力されている場合は、事業者名・事業所名から、リンク先の計画書・報告書をご確認ください。
原単位の単位は事業者名・事業所名からリンク先の計画書報告書をご確認ください。

ひょうごの環境ホームページへ

【公表用HPの掲載内容の変更】

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【目標設定の考え方】 

事業者において、2030年度の目標を設定する際には、

- 兵庫県地球温暖化対策推進計画の目標
- 現在の温室効果ガス排出量及び経年変化
- 事業計画(増産や減産、事業形態等)
- 温室効果ガス排出抑制措置の効果
- 省エネの取り組みだけでなく、再エネの取組の推進
- 脱炭素社会実現に向けた経営方針

を十分に考慮した上で最大限に実現可能な目標を設定する。

兵庫県地球温暖化対策推進計画の目標

産業部門:2013年度比39.2%削減
業務部門:2013年度比68.9%削減
運輸部門:2013年度比47.5%削減

※ エネルギー起源二酸化炭素

- 新指針においては、計画の目標は総排出量で設定し、総排出量の削減に努めること
- 原単位での目標設定を希望する特定事業者は、併せて併記も可能
その場合であっても総排出量の目標は必ず設定すること

様式第1号 (条例第142条の2 関係)		市町コード	事業所番号
(1号排出抑制計画: 144t-使用量(原油換算)年間1,500kL以上の工場等用)			
特定物質排出抑制(変更)計画書			
兵庫県知事		様	
		※報告日	
4 特定物質排出抑制目標			
(1) 排出抑制目標			
特定物質	基準年度 排出量 2013年度 (a)	現況 排出量 2021年度 (b)	目標2030年度 (二酸化炭素換算 t-CO ₂) 抑制目標量 (c)
			抑制率(%)
二酸化炭素	0.0	0.0	
工場等の名称			
工場等の所在地			
業 種			
事業の概要			
エネルギーの使用量			
担当部署	名称	連絡先	電子
1 特定物質排出抑制方針			
2 推進体制の整備			
3 特定物質排出状況			
4 特定物質排出抑制目標			
5 特定物質排出抑制措置			
備考			
工場等の名称		工場等の所在地	業 種
事業の概要		エネルギーの使用量	担当部署
名称		連絡先	電子
1 特定物質排出抑制方針		2 推進体制の整備	3 特定物質排出状況
4 特定物質排出抑制目標		5 特定物質排出抑制措置	備考
二酸化炭素		0.0	0.0
三ふつ化窒素		0.0	0.0
合計 (A)		0.0	0.0
		備考: 抑制率(%) = { (a) - (c) } / (a) × 100	
(2) 目標設定の考え方			

(1) 特定物質排出抑制計画書

報告
計画

- 兵庫県地球温暖化対策推進計画の目標
- 現在の温室効果ガス排出量及び経年変化
- 事業計画(増産や減産、事業形態等)
- 温室効果ガス排出抑制措置の効果
- 省エネの取り組みだけでなく、再エネの取り組みの推進
- 脱炭素社会実現に向けた経営方針

- 目標に具体性を持たせ、達成力を向上
- 昨今の情勢を踏まえた温暖化対策の組み込み

➡ 排出抑制措置区分の追加・詳細化

- ・ 非効率石炭火力発電の休廃止、又は二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーへの早期転換
- ・ 「脱炭素社会実現に向けた取組」区分の追加
- ・ エネルギー使用設備の定期点検・設備採用等の詳細化
- ・ 省エネ診断の受診及び対策の検討実施

等

「自家用車の使用に関する対策」と「荷主としての対策」は別紙に記載

[illegible]

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加

1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底

赤字は追加・変更箇所

1	<u>エネルギー使用設備の機器管理台帳、管理規定の整備とエネルギー使用量の把握</u>
2	環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と管理体制の整備、 <u>従業員への教育、環境情報の公開・提供</u>
3	<u>二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用(排出係数の低い電気の利用など)</u>
4	原材料の変更による特定物質排出量の抑制
5	工程の削減・連続化・効率化(AI(人工知能)・IoT(Internet of Things)の導入やDX(デジタルトランスフォーメーション)等を含む。)
6	生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備 (細目は後掲)
7	空 <u>気</u> 調 <u>和</u> 設備等のエネルギー効率の良い運転手法の採用及び点検及び保守管理 (細目は後掲)
8	<u>受変電設備・配電設備における点検及び保守管理</u>
9	<u>照明設備の照度、点灯時間等の点検及び保守管理</u>
10	<u>発電設備及びコージェネレーション設備等における高効率運転のための点検及び保守管理</u>
11	エネルギー効率の良い事務用機器、業務用機器等の使用、 <u>点検及び保守管理</u>
12	<u>工場エネルギー管理システム(FEMS)、ビルエネルギー管理システム(BEMS)の導入等によるエネルギーの総合的な管理と効率的な利用</u>
13	小集団活動等を通じた省エネルギー活動
14	<u>省エネ診断の受診及び対策の検討実施(ESCO事業者(エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者をいう。)等の活用を含む)</u>

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加(細目)

1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底

6 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備	
(1)	<u>燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検整備</u>
(2)	<u>廃熱回収設備における温度等の点検整備</u>
(3)	<u>蒸気利用設備における蒸気圧等の点検整備</u>
(4)	<u>熱利用設備(加熱設備)における炉壁外面温度、炉圧等の点検整備</u>
(5)	<u>熱利用設備(熱源設備)における効率の把握及び圧力、冷温水温度等の点検整備</u>
(6)	<u>熱媒体の配管・継ぎ手・バルブ等の保温・断熱、スチームトラップの点検整備</u>
(7)	<u>ポンプ、ファン・ブロワー、コンプレッサー等の流体機器における圧力及び吐出量等の点検整備</u>
(8)	<u>電動力応用設備、電気加熱設備等における稼働台数・時間や電気の損失を低減するための点検整備</u>
(9)	<u>その他生産設備の点検整備</u>

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加(細目)

1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底

7 空気調和設備等のエネルギー効率の良い運転手法の採用及び点検及び保守管理	
(1)	<u>空気調和設備の燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検及び保守管理</u>
(2)	<u>空気調和設備の熱源設備における冷温水温度等の点検及び保守管理</u>
(3)	<u>蒸気利用設備における蒸気圧等の点検及び保守管理</u>
(4)	<u>熱媒体の配管・継ぎ手・バルブ等の保温・断熱の点検及び保守管理</u>
(5)	<u>ポンプ、ファン等の流体機器における圧力及び吐出量等の点検及び保守管理</u>
(6)	<u>その他の設備の点検及び保守管理</u>
(7)	<u>空気調和設備、熱源設備、換気設備の実態に応じた時間・区画を管理した運転手法の採用</u>
(8)	<u>外気導入量の適正化や外気温に応じた効率の良い運転手法の採用</u>
(9)	<u>エレベーターの台数制御等利用状況に応じた運転手法の採用</u>
(10)	<u>その他設備のエネルギー効率の良い運転手法の採用</u>

参 考

1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底

12 工場エネルギー管理システム(FEMS)、ビルエネルギー管理システム(BEMS)の導入等によるエネルギーの総合的な管理と効率的な利用

エネルギーマネジメントシステム(EMS)

工場やビルにおいてエネルギーの消費状況を「見える化」し、施設のエネルギーを効率的に制御するシステム

FEMS

(Factory Energy Management System)

工場のEMS のこと。

FEMS設備のエネルギー管理に加え、工場における生産設備のエネルギー使用や稼働状況を把握することでエネルギーの動きの合理化や向上をはかり、生産と連動した最適化を行うエネルギーマネジメント。

BEMS(Building Energy Management System)

事業所やビル、店舗などの空調・照明などに行う エネルギーマネジメントシステム(EMS)

建物全体のエネルギーの動きを「見える化」することに加え、建物の設備機器などを最適な形で制御することによるエネルギーマネジメント。



参 考

1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底

14 省エネ診断の受診及び対策の検討実施(ESCO事業者等の活用含む)①

一般財団法人省エネルギーセンター(省エネセンター)で診断が可能

※ その他、電気・熱供給事業者等の省エネ診断・提案も措置区分の対象

診断の対象

- ① 中小企業
- ② 年間のエネルギー使用量(原油換算)が原則として100kL以上1,500kL未満の工場・ビル等
- ①、②以外の工場・事業場であっても診断可能

診断及び提案内容

- 設備・機器の最適な使い方
- メンテナンス方法の改善による省エネ
- 温度、照度など既定値の適正化
- 高効率機器への更新
- 排熱等エネルギーロスの改善、有効利用
- 太陽光発電など再エネ設備導入提案

省エネ診断のお問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター省エネ診断事務局

TEL: 03-5439-9732 FAX: 03-5439-9738 Email: ene@eccj.or.jp

診断メニュー・料金		
診断メニュー	年間エネルギー使用量目安(原油換算)	料金(税込)
A診断: 専門家1人診断	300kL未満	10,450円
B診断 ^(※2) : 専門家2人診断(説明会は1人)	300kL~1,500kL未満	16,500円
大規模診断 ^(※3) : 事前打合せ+専門家2人診断	1,500kL以上	23,100円

※2 ボイラーや大型空調機等、熱を利用する設備を多数お持ちの事業所や、比較的規模の大きな事業所等

※3 大規模診断は、診断対象事業者のうち、中小企業者(※1の事業者除く)のみに該当する事業者様を対象とするメニューです。

※4 診断メニューには、診断結果説明会の費用も含まれます。提案内容の実施率向上の観点から、原則、診断結果説明会は実施していただきます。

※5 専門家の交通費については、ご負担いただく必要はありません。

参 考

1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底

14 省エネ診断の受診及び対策の検討実施(ESCO事業者等の活用含む)②



省エネお助け隊

省エネ診断の提案内容を引き継ぎ、「省エネお助け隊」が省エネ提案の内容の実施・効果検証等を支援

兵庫県内の省エネお助け隊(R3年度)

一般財団法人省エネプラットフォーム協会

TEL: 06-6585-9241 営業時間平日10:00~16:00

株式会社みのりアソシエツ

TEL: 078-595-9668 営業時間平日10:00~17:00

特定非営利活動法人ワット神戸

TEL: 078-222-8039 営業時間平日10:00~17:00

省エネお助け隊について不明な点



TEL: 03-5565-3970 営業時間平日10:00~12:00、13:00~17:00



参 考

1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底

14 省エネ診断の受診及び対策の検討実施(ESCO事業者等の活用含む)③

工場、事業所などの省エネに関する現地での調査・相談

再生可能エネルギー相談支援センター(兵庫県)

省エネ設備の導入を検討中の中小規模事業者に対し、相談員や専門家を派遣し、現地調査や相談を無料で実施

- エネルギー使用状況の管理方法確認と助言
- 管理標準の確認と助言
- 機器の稼働状況確認と助言



公益財団法人ひょうご環境創造協会 再生可能エネルギー相談支援センター

TEL: 078-735-7744 FAX: 078-735-7222 Email: Pvcenter@eco-hyogo.jp

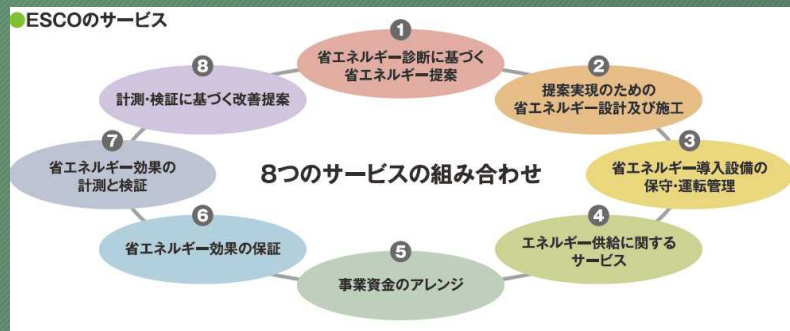
営業時間平日9:30~12:00、13:00~17:30

参 考

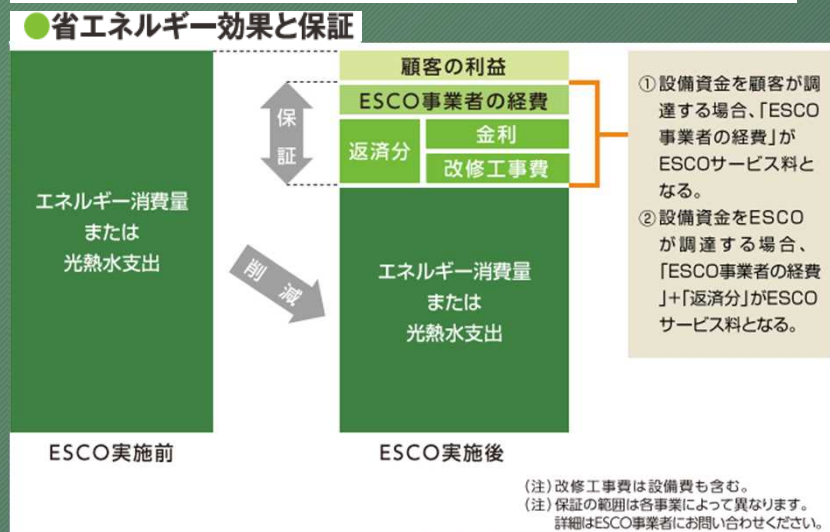
1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底

14 省エネ診断の受診及び対策の検討実施(ESCO事業者等の活用含む)④

ESCO (Energy Service Company) 事業者の活用



①～⑧のサービスを組み合わせ、省エネルギー効果保証業務を含めた省エネに関する包括的なサービスを提供
顧客の省エネ効果の一部を報酬として享受



ESCOサービスのお問い合わせ先
ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会
事務局
TEL : 03-3234-2228 FAX: 03-3234-2323
Email : info@jaesco.or.jp

出典:ESCO/エネルギーマネジメント推進協議会「ESCOのススメ」

エネルギー削減量が保証契約値に達しない場合は、ESCO事業者がペナルティを支払い顧客の利益を保証

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加

2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化

1	<u>非効率石炭火力発電の休廃止、又は二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーへの早期転換</u>
2	<u>燃料転換(二酸化炭素原単位の低いエネルギーを使用する設備の採用)</u>
3	<u>生産設備における省エネルギー型設備等の採用(細目は後掲)</u>
4	<u>廃熱を有効利用する設備の採用(リジェネレイティブ・バーナーや、バイナリー発電等の採用)</u>
5	<u>空調設備等における省エネルギー型設備等の採用(細目は後掲)</u>
6	地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用
7	高効率給湯機器の採用
8	<u>需要と将来動向にあった適正な受変電設備・配電設備の採用(高効率変圧器や進相コンデンサ等の採用)</u>
9	LED(発光ダイオード)照明等高効率照明機器や人感センサー等の照明制御装置の採用
10	<u>需要と将来動向にあった適正な種類・規模の発電設備及び</u> コージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の採用
11	建築物等の <u>断熱性能を高める省エネ改修及びZEB(ネットゼロ・エネルギー・ビル)化</u>
12	木製品の有効活用、建築物の木質化

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加(細目)

2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化

3 生産設備における省エネルギー型設備等の採用

(1)	<u>燃焼設備における最適燃焼制御装置や高効率ボイラー等の採用</u>
(2)	<u>蒸気利用設備における必要に応じた高効率スチームドレンセパレータ等の採用</u>
(3)	<u>熱利用設備(加熱設備)における熱伝達率、放射率、断熱性の向上のための設備の採用</u>
(4)	<u>熱利用設備(熱源設備)における高効率ヒートポンプ式熱源設備等の採用</u>
(5)	<u>断熱性能の高い配管・継ぎ手・バルブ等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置</u>
(6)	<u>使用用途に適したポンプ、ファン・ブロワー、コンプレッサー等高効率流体機器の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置</u>
(7)	<u>高性能電気加熱設備や電気使用設備における高効率モータ及びインバーター制御装置等の採用</u>
(8)	<u>その他省エネルギー型機器の採用</u>

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加(細目)

2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化

5 空気調和設備等における省エネルギー型設備等の採用	
(1)	<u>空気調和設備における最適制御装置等の採用</u>
(2)	<u>空気調和設備の燃焼設備における最適燃焼制御装置や高効率ボイラー等の採用</u>
(3)	<u>空気調和設備の熱源設備における高効率ヒートポンプ式熱源設備等の採用</u>
(4)	<u>断熱性能の高い配管・継ぎ手・バルブ等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置</u>
(5)	<u>使用用途に適したポンプ、ファン等高効率の流体機器等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置</u>
(6)	<u>電気使用設備における高効率モータやインバーター制御装置等の採用</u>
(7)	<u>その他省エネルギー型機器の採用</u>

参 考

1 省エネルギー等低炭素型事業の徹底

3 二酸化炭素原単位の低いエネルギーの採用(電力排出係数の低い電気の利用など)

【電力排出係数の低い電力の使用例】

年間100万kWhの電力を関西電力から購入使用した場合

$$1,000,000(\text{kWh}) \times 0.351(\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) = 351,000\text{kg-CO}_2$$

年間100万kWhの電力を排出係数0の再エネプランに契約し、利用した場合

$$1,000,000(\text{kWh}) \times 0(\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) = 0\text{kg-CO}_2$$

→ 351,000 kg-CO₂の削減

2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化

2 燃料転換(二酸化炭素排出源単位の低いエネルギー設備の採用)

【燃料転換の例】

燃料A重油を年間1,000kL使用するボイラーを都市ガスに燃料転換した場合

$$1,000\text{kL} \times 39.1(\text{GJ}/\text{kL}) \times 0.0189(\text{tC}/\text{GJ}) \times 44/12 = 2,709,630(\text{kg-CO}_2)$$

同じエネルギーを必要とする都市ガスボイラーに更新した場合

(都市ガス使用量は869千Nm³と仮定した場合)

$$869(\text{千Nm}^3) \times 45(\text{GJ}/\text{千Nm}^3) \times 0.0136(\text{tC}/\text{GJ}) \times 44/12 = 1,951,340(\text{kg-CO}_2)$$

→ 758,290 kg-CO₂の削減

旧型からの更新であれば、ボイラー効率向上によるさらなる温室効果ガス削減が見込まれる。

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

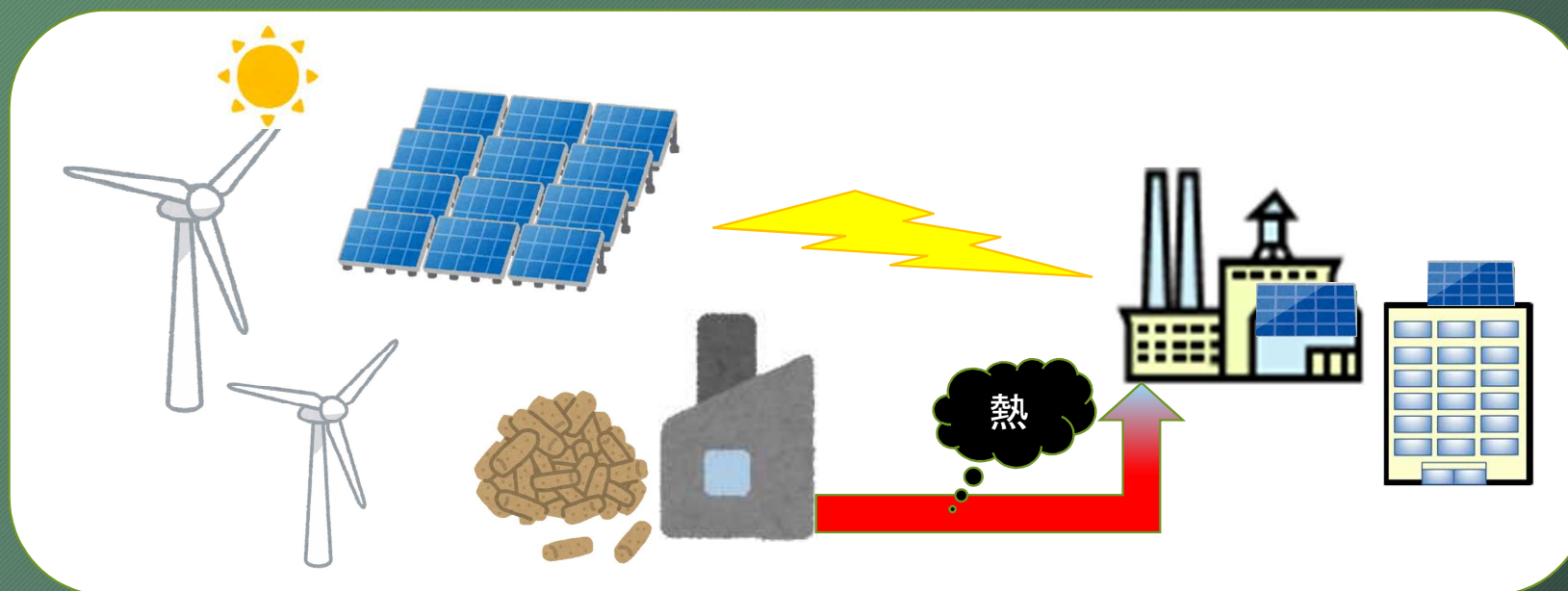
【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加(細目)

3 再生可能エネルギーの利用・未利用エネルギーの利用

1	太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギー <u>生産設備の設置等による利用</u>
2	<u>太陽光、風力、木質バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーを他者から受給して利用</u>
3	<u>工程から発生する副生ガス、廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用</u>



3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加

4 自動車等に関する対策(工場等の敷地外を走行する自家用車(業務に使用するものに限る。)を含む。)

1	省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供
2	天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、 <u>プラグインハイブリッド自動車</u> 、電気自動車、燃料電池自動車等の導入
3	車両の大型化、トレーラー化
4	共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化
5	輸送ルート・輸送手段の工夫
6	適正車種選択
7	積載率の向上
8	テレビ会議システム等の利用による交通量の削減
9	公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減
10	自動車の性能維持のための定期的な点検整備
11	エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行
12	エコドライブ関連機器の導入
13	<u>車両の燃料使用量等の把握</u>
14	<u>Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用</u>

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加

5 荷主としての対策(貨物委託輸送におけるもの)

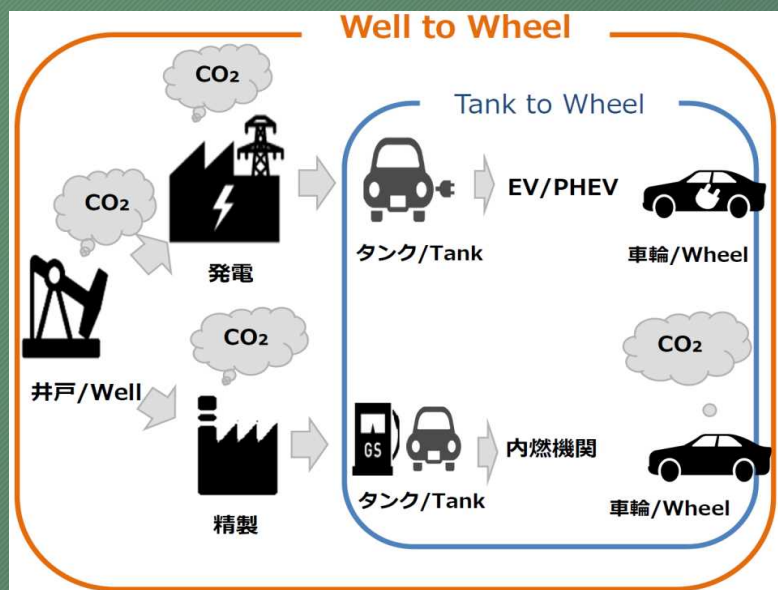
1	省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供の要請
2	自家用貨物車から営業用貨物車への転換
3	貨物列車・船舶等へのモーダルシフト及びその要請
4	天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、 <u>プラグインハイブリッド自動車</u> 、電気自動車、 <u>燃料電池自動車</u> 等の使用の要請
5	車両の大型化、トレーラー化の要請
6	共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化の要請
7	輸送ルート・輸送手段の工夫の要請
8	適正車種選択の要請
9	積載率の向上の要請
10	自動車の性能維持のための定期的な点検整備の要請
11	エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行の要請
12	エコドライブ関連機器の導入の要請
13	<u>車両の燃料使用量等の把握の要請</u>
14	<u>Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用の要請</u>

参 考

5 荷主としての対策

14 Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用

14 Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用の要請

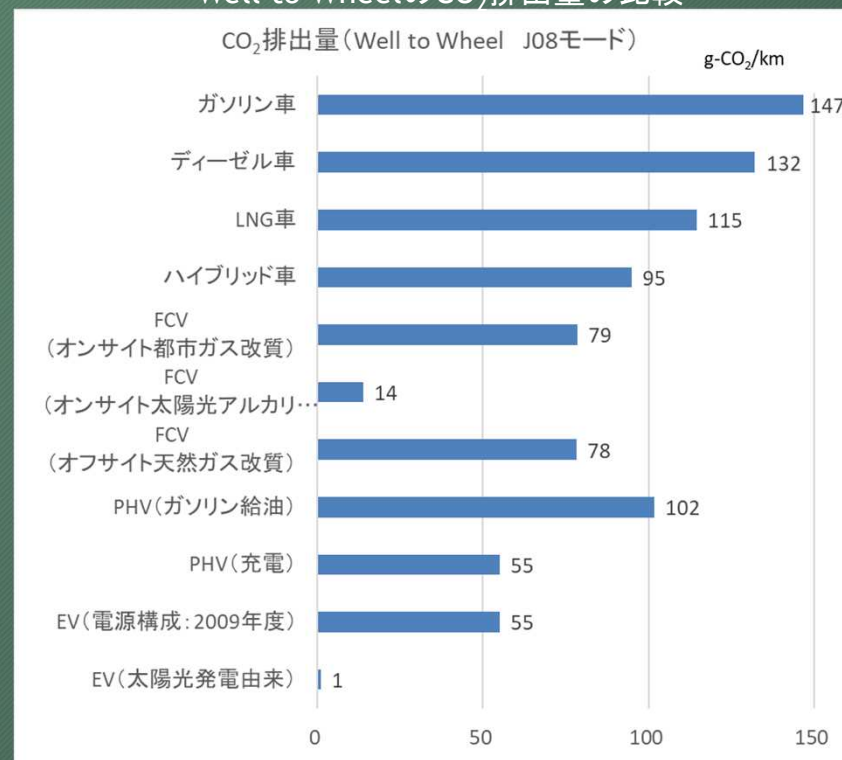


出典: 資源エネルギー庁ホームページ

自動車の燃料を手に入れる段階(井戸:well)から、実際に走行させる段階(車輪:wheel)まで、全体を通して見た時に生じる環境負荷(CO₂排出量)を示す概念

FCV、EVはガソリン車に比べて排出量が少ないが、水素や電気の生産方法まで検討して選択することで温室効果ガス削減に取り組むことができる。

Well to WheelのCO₂排出量の比較



出典: 「総合効率とGHG排出の分析報告書」(財団法人日本自動車研究所 2011.3)

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加

6 ハイドロフルオロカーボン等(特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの)の排出抑制

1	地球温暖化係数が低い物質への転換又は特定物質に該当しない物質(<u>グリーン冷媒等</u>)及び <u>当該物質を用いる機器技術の開発・活用</u>
2	ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時・製品への封入時等の漏えい防止の徹底、ハイドロフルオロカーボン等使用機器からの冷媒等の回収又は代替物質使用機器の使用優先
3	<u>ハイドロフルオロカーボン等使用機器の漏えい防止のための点検及び保守管理</u>
4	廃棄物処理によるメタン削減対策又は焼却施設等燃焼過程から排出される一酸化二窒素削減対策

措置区分の追加

7 廃棄物の排出抑制・再利用

1	使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用
2	分別回収品目の拡大
3	廃棄物のリサイクル

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加

8 県内のプロジェクトで創出されたクレジット

1	国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジット等の購入
2	兵庫県内で創出されたグリーン電力証書(グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。)の購入
3	兵庫県内で創出されたグリーン熱証書(グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。)の購入

措置区分の追加

9 その他プロジェクトで創出されたクレジット

1	<u>国内における地球温暖化の排出削減・吸収量認証制度により兵庫県外で創出されたJ-クレジット等の購入</u>
2	<u>兵庫県外で創出されたグリーン電力証書の購入</u>
3	<u>兵庫県外で創出されたグリーン熱証書の購入</u>
4	<u>二国間クレジットの取得等</u>

措置区分の追加

10 その他、緑地等の取組で特に報告したいもの

1	事業所における樹木等による緑化
2	兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組
3	<u>「豊かな森づくり活動」や「豊かな海づくり活動」など低炭素活動プロジェクトを実施する「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」(事務局:公益財団法人ひょうご環境創造協会)への寄附</u>
4	低炭素社会実行計画等に基づく全社としての目標に対する達成状況
5	環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品、 <u>材料</u> 等の購入(グリーン購入)
6	その他、特に報告したい地球温暖化対策

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【特定物質排出抑制措置】



措置区分の追加

11 脱炭素社会の実現に向けた取組

1	<u>CO₂フリー燃料(水素、アンモニア、LNG等)など次世代エネルギー技術の開発・活用</u>
2	<u>CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによる原料転換技術の開発・活用</u>
3	<u>CCS技術の開発・活用</u>
4	<u>その他脱炭素社会の実現に向けた革新的技術の開発・活用</u>
5	<u>再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画</u>
6	<u>気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画</u>
7	<u>グリーンファイナンスの推進</u>
8	<u>カーボンフットプリントの導入やLCA(ライフサイクルアセスメント)、サプライチェーン全体を見据えた取組</u>
9	<u>グリーンボンド(環境債)の発行</u>
10	<u>未利用エネルギー等の業種間の連携</u>
11	<u>エネルギーの地産地消並びに面的利用</u>
12	<u>その他企業経営における脱炭素化の促進</u>

参 考

11 脱炭素社会の実現に向けた取組

1 CO₂フリー燃料(水素、アンモニア、LNG等)など次世代エネルギー技術の開発・活用

2050年カーボンニュートラル達成に向けては、燃焼してもCO₂を排出しないゼロエミッション燃料である水素・アンモニアの利用が不可欠

水素・アンモニアの供給体制を構築していくためには、水素・アンモニアが石油や天然ガス等のエネルギー資源と同様に安定的かつ低廉での供給が課題

②水素・燃料アンモニア産業（水素）

主な目標

★利用：（2030年）目標コスト：30円/Nm³ 量：最大300万t、（2050年）コスト：20円/Nm³以下、量：2000万t程度

現状と課題

● 現状のビジネス環境

- 輸送・発電・産業分野等、幅広い分野での活用が期待されるカーボンニュートラルのキーテクノロジー。
- 現状、水素の供給量は世界で約9,000万トン/年。大宗が石炭の脱硫用途で自家消費され、ほぼ全量がケミカルプラントや化石燃料で作られた発生するCO₂が処理されていない水素。
- 水素の製造、輸送・貯蔵など様々なレイヤーで異なる技術が要求されるため裾野が広く、国内外の様々なプレイヤーがレガシーアセットをバックに参画。（例：オイルメジャー、LNG関連インフラメーカー、塩電解メーカー等）
- 日本は世界に先駆けて水素基本戦略を2017年に策定しているが、2020年以降、各国でも水素基本戦略策定の動きが加速化されるなど取組が本格化してきている。

● カーボンニュートラルが産業や社会に与える影響

- 世界全体で2050年に5億トン/年の利用量が見込まれる。（IEAのNZSシナリオ）
- ライフサイクルでのCO₂排出量の削減が求められ、化石燃料＋CCUS、再生エネ等、ゼロエミ電源由来の水素が両立。再生エネコストの低減により、2030年頃からは、一部地域で再生エネ由来水素が価格競争力を有する見込み。（IEA）
- 多様な用途・地点で活用すべく、様々な水素サプライチェーンが構築。国際市場形成が見込まれる。
- 自国での十分な量のグリーン水素の製造が難しい国々は、水素を海外から輸入し、利用することを想定。
- 燃料としての水素は、電化等、他の脱炭素技術との競合が見込まれ、サプライチェーンの大型化や大量生産等によるコスト削減が求められる。

● 海外プレイヤーの動向

- 海上輸送技術や水素発電の分野については、日本企業の技術が先行。
- 製造技術については、安価な再生エネポテンシャルを最大限活用すべく、欧州等は水電解装置の技術開発・実証に注力している。

革新的環境イノベーション戦略の関連技術テーマ

低コストな水素サプライチェーンの構築

⑦製造：CO₂フリー水素製造コスト1/10の実現

⑧輸送・貯蔵：圧縮水素、液化水素、有機ハイドライド、アンモニア、水素吸蔵合金等の輸送・貯蔵技術の開発

⑨利用・発電：低コスト水素ステーションの確立や、低NO_x水素発電の技術開発

多様なアプローチによるグリーンモビリティの確立

⑩燃料電池システム、水素貯蔵システム等水素を燃料とするモビリティの確立

最先端のGHG削減技術の活用

⑪低コストな定置用燃料電池の開発

15

②水素・燃料アンモニア産業（燃料アンモニア）

主な目標

★利用：（2030年）目標コスト：10円台後半/ Nm³-H₂ 国内導入量：300万トン/年、（2050年）国内導入量：3000万トン/年
★供給：（2030年）供給量：300万トン/年、（2050年）供給量：3000万トン/年、世界全体で1億トン規模の日本企業によるサプライチェーン構築

現状と課題

● 現状のビジネス環境

- 現状、原料用アンモニアの年間製造量は2億トン、貿易量は2000万トン。
- 既存製造設備の余剰生産能力は少ない（設備メンテナンスあり、現在市場価格は800ドル/トンに高騰）。また、現在は製造過程におけるCO₂を処理していないグレーアンモニアのみ。
- 国内は工業及び肥料用に約108万トン。国内生産約8割、輸入約2割。
- なお、現時点では燃料アンモニア市場は存在しない。

● カーボンニュートラルが産業や社会に与える影響

- 今後、石炭火力への混焼の場合、1基（100万kW）で年間50万トンの燃料アンモニアが必要。
- 国内では、アンモニア混焼・専焼技術や、ハーバーボッシュ法に代わる低温低圧での新合成技術といったCO₂を抑制した製造技術の開発途上。
- 発電用の燃料アンモニアの国内需要は、2030年で年間300万トン、2050年で年間3000万トンを想定。また、2050年の世界のサプライチェーン全体としては7.6億トン規模と推計。他方で、発電での利用に向けては、2030年に10円台後半/H₂-m³（310ドル程度/トン）の供給価格が目標。したがって、低廉かつ十分な量の燃料アンモニアサプライチェーン市場を構築していく必要。

● 海外プレイヤーの動向

- 既存製造技術のハーバーボッシュ法は海外ライセンサーによる寡占状態。
- 日本以外では発電における燃料アンモニアの利用は具体化していない（韓国にて具体化の動きがあるものの、混焼・専焼技術はなし）。
- アンモニア製造についても、アンモニア需要の用途が現段階では確立していない状況であり、大規模な生産量拡大は困難な状況。他方で、将来的には船舶燃料としてのアンモニア利用への関心は高まっており、各国が生産拡大に乗り出してくる可能性大。

革新的環境イノベーション戦略の関連技術テーマ

低コストな水素サプライチェーンの構築

⑧輸送・貯蔵：圧縮水素、液化水素、有機ハイドライド、アンモニア、水素吸蔵合金等の輸送・貯蔵技術の開発

18

参 考

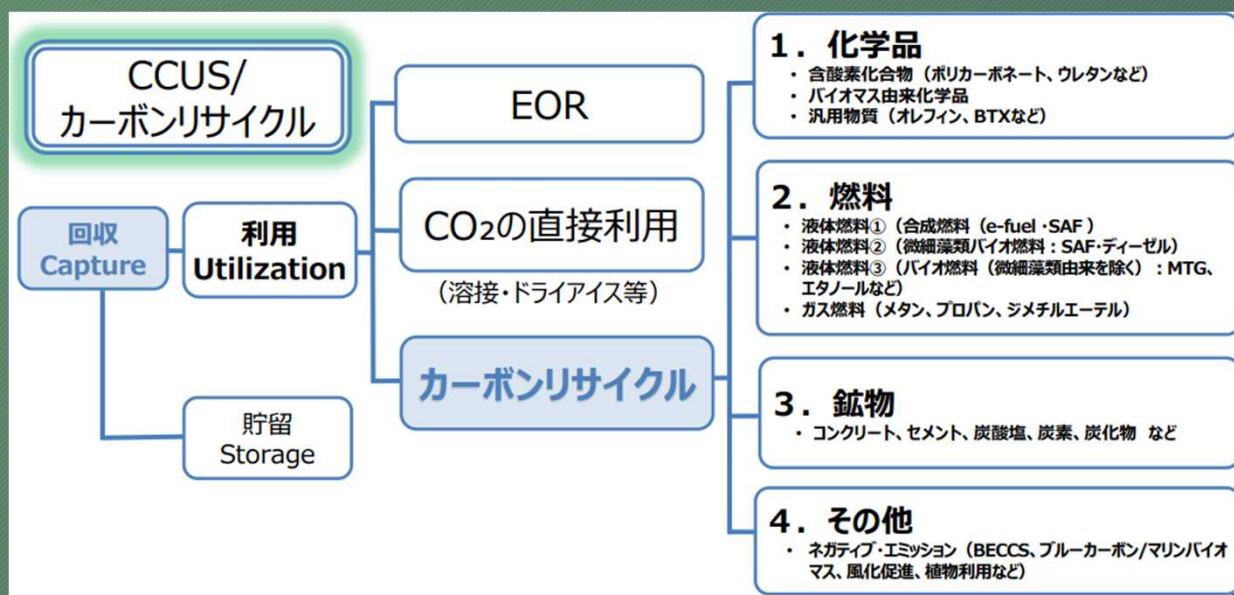
11 脱炭素社会の実現に向けた取組

2 CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによる原料転換技術の開発・活用

3 CCS技術の開発・活用

CO₂を資源として捉え、これを分離・回収し、鉱物化や人工光合成、メタネーションによる素材や燃料への再利用等とともに大気中へのCO₂排出を抑制していく。

カーボンリサイクルは、CO₂の利用(Utilization)について、世界の産学官連携の下で研究開発を進め、非連続的なイノベーションを進める。



出典：カーボン技術ロードマップ 令和元年6月 経済産業省
(R3.7改訂)

CCU: 排ガス中の二酸化炭素(Carbon] Dioxide)を分離・回収(Capture)し、有効利用(Utilization)する技術
CCS: 排ガス中の二酸化炭素(Carbon] Dioxide)を分離・回収(Capture)し、地下へ地貯留(Strage)する技術

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【電力利用状況】



■ 自家発電に関する報告(再エネのみで発電するものをのぞく)
(自家発電施設の自己評価)

- 化石燃料を使用した自家発電施設の見直し
- 燃料の転換
- バイオマス燃料等の混焼

参考:【地球温暖化対策計画】での政府の方針

脱炭素社会の実現に向けて、パリ協定の長期目標と整合的に、火力発電からの二酸化炭素排出削減に取り組む。

そのため、非効率な石炭火力のフェードアウト等を進めることにより、安定供給の確保を大前提に、火力発電への依存度を可能な限り引き下げていく。

- 2030年に向け非効率石炭火力のフェードアウトを着実に実施するために、石炭火力発電設備を保有する発電事業者について、最新鋭のUSC(超々臨界)並みの発電効率(事業者単位)をベンチマーク目標において求める。
- 水素・アンモニア等について、発電効率の算定時に混焼分の控除を認める。

様式第1号(条例第142条の2関係)		市町村コード
(1号排出抑制計画: 1t/年~使用量(原油換算)年間1,500L以上の工場等用)		事業所番号
特定物質排出抑制(変更)計画書		
兵庫県知事	様	※報告日
提出者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	担当者氏名	
	電話	
工場等の名称		
工場等の所在地	〒	
業 種		
事業の概要		
エネルギーの使用量	[別添3]電力利用状況	
担当部署	名称	自家発電にかかる電力利用量の状況
	連絡先	
1 特定物質排出抑制方針		
2 推進体制の整備		
3 特定物質排出状況		
4 特定物質排出抑制目標		
5 特定物質排出抑制措置		
備考		

発電設備	運転開始年月日	発電設備容量(kW)	燃料種	年間燃料使用量 (単位記載L、kg、Nm ³ 等)
例 石炭ボイラー	1980年4月1日	10,000	①一般炭 ②木質ペレット	①27,500,000kg、 ②5000kg
例 ガスタービンコージェネレーション設備	2018年4月1日	1,000	都市ガス13A	1,489,200Nm ³ (うち発電分774,384Nm ³ として按分)
1				
2				
3				
4				
5				
合計		0		

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(1) 特定物質排出抑制計画書

【集計結果表】



- 基準年度、現況年度について、活動の区分ごとに排出量(kg-CO₂)を算出
- 電力排出係数は、0.358kg-CO₂/kWhの固定から、国が公表する**実際に契約した電力メニューの排出係数**を使用
- ここで入力された数値が、別紙【特定物質排出量】【特定物質排出抑制目標】に反映

- **温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8) (令和4年1月)**に準じて算出
- 電力排出係数の年度は、**環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の報告年度に準ずる**
 - ー 基準年度(H25年度実績)は、各電力会社の排出係数のH24年度実績
 - ー 現況年度(R3年度実績)は、各電力会社の排出係数のR2年度実績

備考

- 契約した電力メニューについて
 - ・ プルダウンで電力メニューを選択可能だが、メニューの名称は、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に準じる統一名称(メニューA、B、Cなど)
 - ・ 電力排出係数とメニュー名は電力事業者から環境省へ報告
 - ・ 契約されているメニューがどのメニューに該当するかは、電力会社に確認
- 現在契約している電力会社・メニューの排出係数が存在しない場合について
 - ・ 国の公表する係数に相当する係数で実測に基づく適切な係数、もしくは国の公表する代替値
- CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃について
 - ・ 各特定物質毎に集計し、二酸化炭素換算で3,000t未満の場合は入力不要

様式第1号(条例第142条の2関係)		市町コード
(1号排出抑制計画: ±34t [※] ・使用量(原油換算)年間1,500kL以上の工場等用)		事業所番号
特定物質排出抑制(変更)計画書		
兵庫県知事	様	※報告日
提出者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	担当者氏名	
	電話	
工場等の名称		
工場等の所在地	〒	
業種		
事業の概要		
エネルギーの使用量	合計	0 kL/年(原油換算量)
	燃料・熱	0 kL/年(原油換算量)
	電気	0 kWh/年

特定物質排出量算定結果表(※※※※)													
2024年度													
活動の区分	活動の区分	燃料・排出物の種類	使用量	単位	排出係数	排出量	単位	排出係数	排出量	単位	排出係数	排出量	単位
1 特定物質	燃料の使用	燃料使用量											
2 推進体制	燃料の使用	燃料使用量											
3 特定物質	燃料の使用	燃料使用量											
4 特定物質	燃料の使用	燃料使用量											
5 特定物質	燃料の使用	燃料使用量											
... (Table continues with detailed data for various activities and materials) ...													

契約している電力メニューを選択

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書

(3) 公表用計画書

計画

【県内対象工場等の名称】

【県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等】

- 対象規模が拡充(資料2-P8参照)
- 公表対象規模事業所の全てをまとめて記載

【気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画状況】

- 気候変動に取り組む国際的イニシアティブ等の参画状況を記載し公表することで企業努力を「見える化」する。

カーボンニュートラル宣言

： 目標年度を定めてCO₂排出量を実質ゼロにする宣言

CDP評価(Carbon Disclosure Project)

： NGOによる情報開示システム。選定した企業に対し調査を行い、評価

SBT(Science Based Targets)

： パリ協定の水準に整合する、企業における温室効果ガス排出削減目標

RE100

： 企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ(年間消費電力量が50GWh以上等)

再エネ100宣言REAction

： 使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示す取組

備考

事業者番号と事業所番号について

- ・ 事業者番号と事業所番号は封筒に記載
 - ※ 公表用計画書をひとまとめにする場合にあたり、対象事業所への封筒にそれぞれ異なる事業者番号が記載されていた場合は、いずれか一方の番号に統一して記載
- ・ 公表用の排出抑制計画書は特定事業者ごとに作成
 - ただし、特定事業者ごとの作成が難しい場合は、工場等ごとに作成(理由を明記)

様式第4号(条例第142条の4関係)					
公表用特定物質排出抑制計画書(新規・変更)					
事業者の住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)					
事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
事業者の主たる業種					
事業の概要					
県内対象工場等の名称					
県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位: t-CO ₂ (CO ₂ 換算量)) (原単位:)				
		基準年度(実績) (2013年度)	現況(実績) (2021年度)	目標年度(計画) (2030年度)	
	排出量				
	抑制率	—	—	—	
	原単位				
抑制率	—	—	—		
目標設定の考え方					
温室効果ガスの排出抑制措置の内容(主な計画)					
社会貢献活動等					
気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画状況	カーボンニュートラル宣言	CDP評価	SBT	RE100	再エネ100宣言 Re Action
					WMBその他コミット

気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画状況	カーボンニュートラル宣言	CDP評価	SBT	RE100	再エネ100宣言 Re Action	WMBその他コミット

4 特定物質(温室効果ガス)排出抑制措置結果報告書

(1) 特定物質(温室効果ガス)排出抑制措置結果報告書

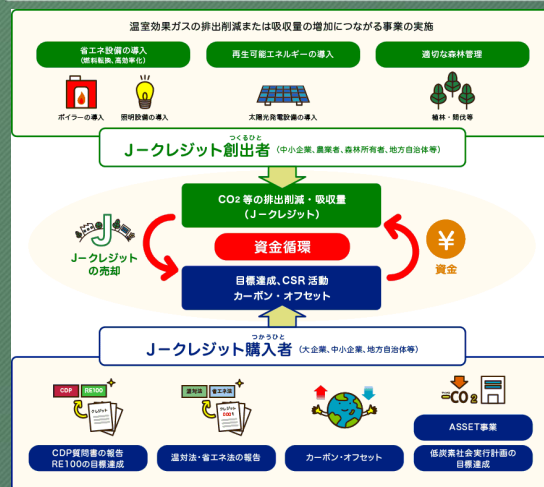
【クレジットによる削減量】

報告

■ 県内産のプロジェクトの他、県外産のクレジットも追加

- 県内産と県外産を分けて記載
- 他事業所で報告したものを重複して計上は不可
- 記載できるクレジット種は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)(令和4年1月)環境省・経済産業省」に記載のある国内認証制度並びに海外認証制度のみ
 - ・ J-クレジット
 - ・ 国内クレジット
 - ・ オフセット・クレジット(J-VET)
 - ・ グリーン電力証書(削減量として計上する場合は、CO2換算が必要)
 - ・ グリーン熱証書(削減量として計上する場合は、CO2換算が必要)
 - ・ 二国間クレジット制度(JCM)

等



J-クレジット制度のメリット

プロジェクト実施者
(クレジット創出者)

- ①省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ②クレジット売却益
- ③地球温暖化対策への積極的な取組に対するPR効果
- ④J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

プロジェクト活用者

- ①温暖化対策法の調整後温室効果ガス排出量の報告
- ②省エネ法の省エネルギー事業の報告
- ③兵庫県条例の計画制度報告
➢目標達成への活用
- ④気候変動イニシアティブ等への報告
- ⑤カーボンオフセット、CSR活動(環境・地域貢献)等
- ⑥ASSET事業の削減目標達成への利用

様式第5号(条例第142条の3関係)
(1号報告書)

市町コード
事業所番号

特定物質排出抑制措置結果報告書

兵庫県知事 様

※報告日

提出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
担当者氏名
電話

(2) クレジットによる削減量

※工場等の名称	特定物質	クレジット		目標(2030年度)		(二酸化炭素換算 t-CO ₂)	
		削減量 2021年度 (a)	削減量 2022年度 (b)	削減目標 (c)	達成率(%) (d)	削減量 (e)	単位 (f)
工場等の所在地 業 種	再エネ電気由来						MWh
	再エネ熱由来						GJ
	省エネ由来・森林由来						t-CO ₂
	燃料等の使用量						MWh
1. 特定物質排出状況	グリーン電力証書						GJ
	グリーン熱証書						GJ
2. 特定物質排出抑制措置の結果及び評価	合計(B)		0.0				
	名称 連絡先						
担当部署	再エネ電気由来						MWh
	再エネ熱由来						GJ
	省エネ由来・森林由来						t-CO ₂
	グリーン電力証書						MWh
備考	グリーン熱証書						GJ
	合計(C)		0.0				
差し引き後排出量(A)-(B)-(C)		0.0	0.0	0.0			

備考1: 達成率(%) = [(a) - (b)] / [(a) - (c)] × 100
備考2: 事業所における削減量をクレジット化し、他の事業者に譲渡した場合は、当該クレジット相当量をマイナスの値として計上すること。
備考3: 削減量が他事業所の報告と重複しないようにすること。

(3) その他、特定物質排出抑制措置の結果及び評価に関して特に報告したい事項

出典: J-クレジット制度について 2020年9月 J-クレジット制度事務局

4 特定物質(温室効果ガス)排出抑制措置結果報告書

(3) 公表用報告書(事業者用)

報告

【県内対象工場等の名称】

【県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等】

- 対象規模が拡充(資料2-P8参照)
- 公表対象規模事業所全てをまとめて記載
- 欄外の事業所番号は、報告対象となる全ての事業所分を記載
- 公表用報告書(事業者用)と公表用計画書は、同じ事業所単位で作成する

備考

事業者番号と事業所番号について

- ・ 事業者番号と事業所番号は封筒に記載
 - ※ 公表用計画書をひとまとめにする場合にあたり、対象事業所への封筒にそれぞれ異なる事業者番号が記載されていた場合は、いずれか一方の番号に統一してください。
- ・ 計画書を事業所毎に作成した場合は、事業所毎の公表用報告書は不要
- ・ 公表対象が1事業所の場合は、事業所毎の公表用報告書は不要

様式第8号(条例第142条の4関係)						
公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(事業者・事業所)						
事業者の住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)						
事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)						
事業者の主たる業種						
事業の概要						
県内対象工場等の名称						
県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	単位: t-CO ₂ (CO ₂ 換算量) (原単位:)					
		基準年度(実績) (2013年度)	現況(実績) (2021年度)	目標年度(計画) (2030年度)		
	総排出量					
	抑制率	—	—	—		
	原単位					
	抑制率	—	—	—		
温室効果ガスの排出抑制措置の内容 (主な措置結果)						
社会貢献活動等						
気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画状況	カーボンニュートラル宣言	CDP評価	SBT	RE100	再エネ100宣言 Re Action	WMBその他コミット

	カーボンニュートラル宣言	CDP評価	SBT	RE100	再エネ100宣言 Re Action	WMBその他コミット
気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画状況						

3 特定物質(温室効果ガス)排出抑制措置結果報告書

(4) 公表用報告書(事業所用)

報告

【県内対象工場等の名称】

【県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等】

■ 報告対象となる1事業所分のみ記載

(事業所毎の公表用報告対象)

- ー 前年度のエネルギー使用量が1,500kL以上である工場等
- ー ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のいずれかの排出量が前年度の12月31日以前の1年間あたりの3,000t以上である工場等

➡ 様式第5号の提出対象事業所

■ 目標年度の計画値は記載不要

■ 欄外の事業所番号は、報告対象となる1事業所分のみ記載

備考

事業者番号と事業所番号について

- ・ 事業者番号と事業所番号は封筒に記載
- ※ 公表用計画書をひとまとめにする場合にあたり、対象事業所への封筒にそれぞれ異なる事業者番号が記載されていた場合は、いずれか一方の番号に統一してください。
- ・ 計画書を事業所毎に作成した場合は、事業所毎の公表用報告書は不要
- ・ 公表対象が1事業所の場合、事業所毎の公表用報告書は不要

様式第8号(条例第142条の4関係)						
公表用特定物質排出抑制措置結果報告書(事業者・事業所)						
事業者の住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)						
事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)						
事業者の主たる業種						
事業の概要						
県内対象工場等の名称						
県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	単位: t-CO ₂ (CO ₂ 換算量) (原単位:)					
		基準年度(実績) (2013年度)	現況(実績) (2021年度)	目標年度(計画) (2030年度)		
	総排出量					
	抑制率	—	—	—		
	原単位					
抑制率	—	—	—			
温室効果ガスの排出抑制措置の内容(主な措置結果)						
社会貢献活動等						
気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画状況	カーボンニュートラル宣言	CDP評価	SBT	RE100	再エネ100宣言 Re Action	WMBその他コミット

	カーボンニュートラル宣言	CDP評価	SBT	RE100	再エネ100宣言 Re Action	WMBその他コミット
気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画状況						

